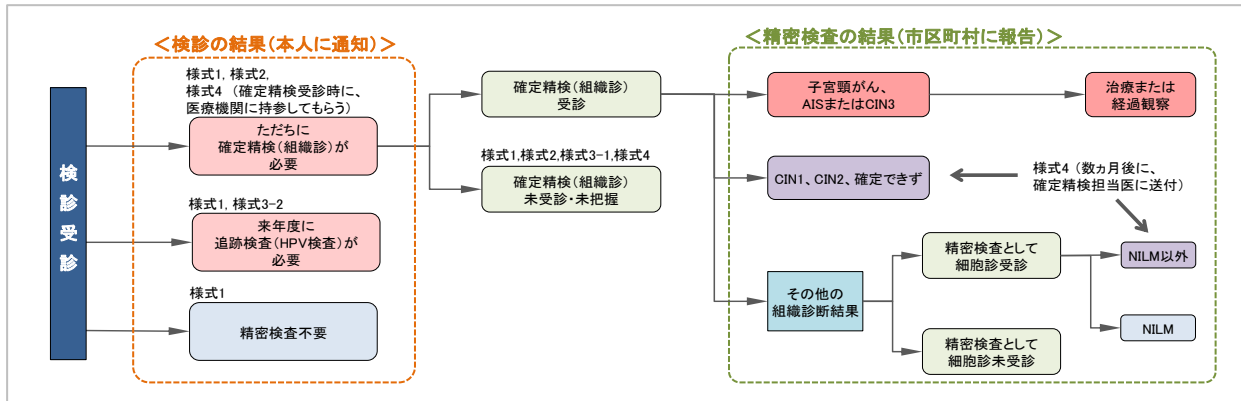


子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における種々の様式について

以下の様式につきまして、その概要と、想定される利用法をご説明いたします。これらの様式は、送付元を市区町村（市区町村の担当係）として作成したものです。

受診者への結果通知から精密検査結果把握までの流れ、及び対応する様式



様式1 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）結果通知書

様式2 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）で「ただちに確定精検（組織診）が必要」とされた方へ

様式3-1 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）におけるただちに確定精検（組織診）受診のお願い

様式3-2 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における来年度の追跡検査（HPV検査）受診のお願い

様式4 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における確定精検（組織診）依頼書 兼 結果報告書

以下、様式ごとの説明です。

■ 市区町村担当係から受診者本人への通知書：様式1、2、3-1、3-2

様式	送付対象
様式1 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）結果通知書	検診受診者全員に送付してください。
様式2 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）で「ただちに確定精検（組織診）が必要」とされた方へ ⇒ 確定精検機関（医療機関）の紹介	確定精検（組織診）が必要な受診者に様式1、3-1、4と共に送付してください。
様式3-1 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）におけるただちに確定精検（組織診）受診のお願い ⇒ 確定精検（組織診）未受診者への再度の受診勧奨	確定精検（組織診）の未受診者に様式1、2、4と共に送付してください。
様式3-2 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における来年度の追跡精検（HPV検査）受診のお願い	来年度に追跡検査（HPV検査）が必要な受診者に様式1と共に送付してください。

■ 市区町村担当係から確定精検機関（組織診）・担当医師の依頼書、及び当該機関からの結果報告書：様式4

様式	送付対象
様式4 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）における確定精検（組織診）依頼書 兼 結果報告書（※）	確定精検（組織診）が必要な受診者に様式1、2、3-1と共に送付してください。この様式は受診者本人に直接確定精検機関へ持参してもらいますので、市区町村担当係宛の返信用封筒も必ず同封してください。

※ 以下のそれぞれの場合に応じて、市区町村担当係から確定精検担当医（以下精検担当医）に様式4の返送を依頼してください。

A) 確定精検（組織診）を実施したすべての対象者について

様式4の返却がないが、本人からの情報などにより確定精検受診が確認できた場合、なるべく早く精検担当医に様式4の記載と返送を依頼してください。

B) 確定精検後に更に検査が必要（子宮頸がんまたは前がん病変の疑いが否定できない）と判明した対象者について

返却された様式4の内容が下記①②に該当する場合、数ヵ月後（3～6ヵ月後）、精検担当医に新たに様式4を送付し、最終診断の記載と返送を依頼してください（*）。

① 様式4の診断区分が「LSIL/CIN1」、「HSIL/CIN2」、「確定できず（子宮頸がんまたは前がん病変の疑いが否定できない）」のいずれかであった者

② ①以外で、精密検査として実施した細胞診の結果がNILM以外の異常であった者

(*）様式4の診断区分が「微小浸潤扁平上皮癌」、「微小浸潤腺癌」、「扁平上皮癌」、「腺癌」、「腺扁平上皮癌」、「その他の子宮頸部原発性悪性腫瘍」、「HSIL/CIN3」、「上皮内腺癌」であった場合は除く。